〃	第八十七回	二百万円	百九十九万九千二百四十円	
〃	第八十八回	五百万円	四百九十九万八千四百二円	
〃	第八十九回	二千万円	千九百九十九万三千二百二十二円	
〃	第九十回	六千二百万円	六千百九十八万三千五百十八円	
〃	第九十一回	千万円	九百九十九万七千五百九十円	
〃	第九十二回	二千三百万円	二千二百九十九万四千九百二十円	
〃	第九十三回	二千五百万円	二千四百九十九万五千三百四十三円	
〃	第九十七回	五億五千三百八十六万円	五億五千三百八十五万五千五百七十二円	
〃	第八百一回	二億四千三百三十一万円	二億四千三百二十一万三千百四円	
〃	第八百二回	一億三千二百三十万円	一億三千二百二十四万七千三百六円	
〃	第八百三回	四千百万円	四千九十八万三千六百七十二円	
〃	第八百四回	五千五百万円	五千四百九十七万八千九十二円	
合計		二千四百二十一億三千九百七十六万円	二千四百二十億三千九百七十万九千百四十二円	

○厚生労働省告示第二百五十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）並びに保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年七月一日から適用する。

平成三十年六月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条　使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
別表 第1部～第8部　（略）	別表 第1部～第8部　（略）

（傍線部分は改正部分）

○文部科学省告示第百五十三号

大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

文部科学大臣　林　芳正

大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件の一部を改正する告示

大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第九条の規定に基づき、大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成十一年文部省告示第百七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
七　工学を専攻する研究科以外の基本組織を置く場合は、別表第一の表の中欄に定める数に当該研究科以外の基本組織における専攻分野の数を乗じた数の研究指導教員を置くとともに、原則として、同表の下欄に定める数に当該研究科以外の基本組織における専攻分野の数を乗じた数以上置くものとする。	［号を加える。］

備考　表中の「　」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行の際、現に設置されている大学院を置く大学の工学を専攻する研究科以外の基本組織に係る専任教員の数については、当分の間、なお従前の例によることができる。